



# 薬物乱用に関する法律と罰則

(この資料は、罰則の全てではなく、乱用とその周辺行為に関する罰則を掲載したものです。)

## MDMA

### ■法律

麻薬及び向精神薬取締法

### ■輸入・輸出・製造

営利目的 (販売目的など) : 1年以上の有期懲役又は  
情状により500万円以下の  
罰金の併科

それ以外 : 1年以上10年以下の懲役

### ■所持・譲渡・譲受・使用

営利目的 (販売目的など) : 1年以上10年以下の懲役  
又は情状により300万円  
以下の罰金の併科

それ以外 : 7年以下の懲役



## 大麻

### ■法律

大麻取締法

### ■輸入・輸出・栽培

営利目的 (販売目的など) : 10年以下の懲役又は  
情状により300万円以下の  
罰金の併科

それ以外 : 7年以下の懲役

### ■所持・譲渡・譲受

営利目的 (販売目的など) : 7年以下の懲役又は  
情状により200万円以下の  
罰金の併科

それ以外 : 5年以下の懲役

## 違法ドラッグのうち 「指定薬物」

### ■法律

薬事法

### ■製造・輸入・販売・授与・販売、授与の 目的での貯蔵・陳列

5年以下の懲役若しくは500万円以下  
の罰金又はこれを併科